

告示

埼玉県告示第千二百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

令和三年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	廃止年月日
まるクリニック	八潮市八條一五六七 八潮団地二五	令和三年七月三十一日
椿峰クリニック	所沢市小手指南三―四七―三	令和三年六月三十日
久喜エンゼル歯科クリニック	久喜市青毛二―二―一八	令和三年十月一日
松江ファミリー歯科	草加市松江二―七―一四	令和元年十二月三十日
入間キリン歯科クリニック	入間市上藤沢六四七―三	令和三年八月三十一日
鶴瀬駅前歯科・矯正歯科	富士見市鶴瀬東一―七―三八 初音家ビル一階	令和三年七月三十一日
グリーン調剤薬局	所沢市緑町四―六―三	令和三年八月三十一日
かりん薬局	熊谷市別府五―五三	令和三年八月一日

<p>こだまくるみ薬局</p>	<p>ファースト薬局</p>	<p>吉川ゆうき薬局</p>	<p>桧家リビング訪問看護ステーション久喜</p>
<p>本庄市児玉町上真下三二六―一</p>	<p>吉川市保一―二二―一</p>	<p>吉川市美南五―三一―二</p>	<p>久喜市本町五―一〇―二六</p>
<p>令和三年九月十日</p>	<p>令和三年八月三十一日</p>	<p>令和三年八月三十一日</p>	<p>平成三十年四月三十日</p>